2026 年 10 月 23 日

お客様各位

株式会社ミロク情報サービス

健康保険組合向け電子申請について
マイナポータル経由から e-Gov 経由への移行のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険組合向けの電子申請について、マイナポータル（社会保険・税手続申請 API）経由から e-Gov（電子申請 API）経由へ移行されることとなりました。これに伴い、給与システムでも e-Gov 経由での電子申請に対応いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

≪リリース時期の変更について≫
当初令和 8 年 11 月とお知らせしておりましたリリース時期を延期いたします。
詳しくは後述の「２．対象のシステムと届書」＞【リリース時期の変更】をご参照ください。

記

１．概要

現在マイナポータル（社会保険・税手続申請 API）経由で電子申請を行っている健康保険組合向けの手続について、e-Gov（電子申請 API）経由へ移行されることとなりました。e-Gov 経由での申請は、令和 8 年（2026 年）11 月からの開始が予定されています。

e-Gov（イーガブ）は、行政手続をインターネットで行うための政府の総合窓口サイトです。社会保険・労働保険の各種届出を電子申請することができます。

e-Gov Developer サイトにて、健康保険組合手続の e-Gov 経由への移行について案内されています。
健康保険組合手続の e-Gov 経由への移行についてお知らせ | e-Gov Developer

つきましては、給与システムの社会保険電子申請機能において、e-Gov 経由での電子申請に対応いたします。リリース時期は令和 8 年 11 月上旬を予定しております。

なお、令和 8 年 11 月以後も、当面の間は従来のマイナポータル経由での電子申請も引き続きご利用になれます。（詳細は「３．システム対応イメージ」の※をご参照ください）。

『e-Gov 電子申請』は新たに追加する機能のため、ご利用にあたって事前の設定・準備が必要になる見込みです。具体的なシステム対応の内容や事前準備事項については、決まり次第、改めてご案内いたします。

※e-Gov 経由への移行に関するスケジュール等詳細につきましては、ご加入の健康保険組合へご確認ください。
※以降、マイナポータル（社会保険・税手続申請 API）を経由する電子申請を「マイナポータル経由」、e-Gov（電子申請 API）を経由する電子申請を「e-Gov 経由」と表記します。

２．対象のシステムと届書

『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』による健康保険組合への電子申請機能のある給与システムと、その届書が対象です。

【対象システム】

・Galileopt DX 給与大将
・Galileopt NX-Plus 給与大将
・MJSLINK DX 給与大将
・MJSLINK NX-Plus 給与大将
・ACELINK NX-Pro 給与計算
・ACELINK NX-CE 給与

【対象の届書】

システムメニュー	提出先	届書
『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』	ご加入の健康保険組合	被保険者資格取得届
		被保険者資格喪失届
		被保険者報酬月額算定基礎届
		被保険者報酬月額変更届
		被保険者賞与支払届

※上記以外の健康保険組合向け届書については、当社給与システムでは電子申請に対応しておりません。

【リリース時期】

令和８年 11 月上旬　ご提供予定
※デジタル庁や健康保険組合等の対応状況により、変更になることがあります。

【リリース時期の変更】

e-Gov の健康保険組合向け手続の利用開始時期が当初予定の 11 月から延期されました。
それに伴い、当社給与システムでの機能利用開始時期も延期いたします。
令和 8 年 11 月上旬ご提供のプログラムを適用すると、システム画面に『e-Gov 電子申請』メニューが追加されますが、処理を行うことはできません。

e-Gov の健康保険組合向け手続が利用開始になりましたら、当社給与システムの『e-Gov 電子申請』とその関連処理を利用可能にするリリースを行う予定です。リリース時期は、決まり次第、改めてご案内いたします。

e-Gov の健康保険組合向け手続の利用が開始されるまでは、従来通り『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』『申請照会・取下げ』をご使用ください。

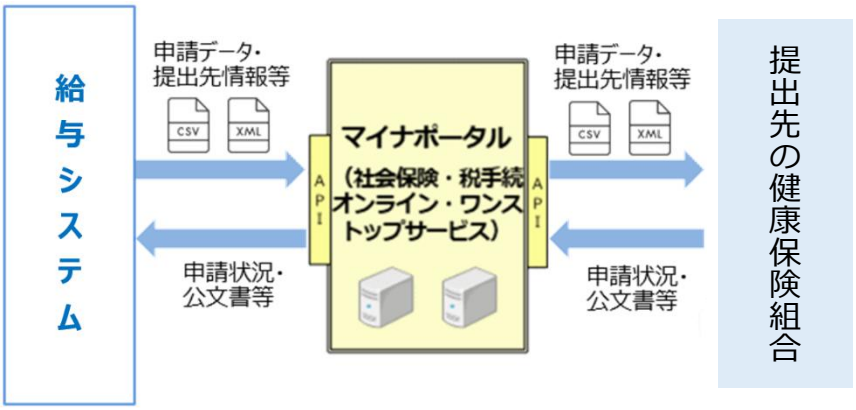
３．システム対応イメージ

現在、『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』での電子申請では、給与システムからマイナポータル経由で提出先の健康保険組合へ届書データを送信しています。

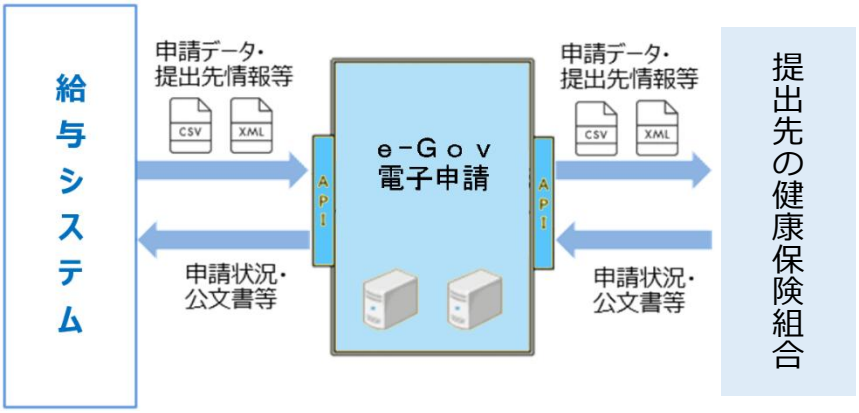
令和８年 11 月のシステム対応では、『e-Gov 電子申請』>『健康保険組合』というメニューを新規追加する予定です。
『e-Gov 電子申請』>『健康保険組合』から処理を行うと、給与システムから e-Gov 経由で提出先の健康保険組合へデータを送信します。
申請後の申請照会についても、e-Gov 経由でデータ受信を行えるようにします。

※給与システムでは、令和８年 11 月以後も、当面の間、『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』の機能を廃止せずに使用可能のままとする予定です。
※提出先が年金事務所の届書や、公共職業安定所（ハローワーク）向けの雇用保険に関する申請については、マイナポータル経由での電子申請が継続されるため、システムの運用に変更はありません。

【現行の電子申請イメージ】　『マイナポータル電子申請』>『健康保険組合』



【システム対応後のイメージ】　『e-Gov 電子申請』>『健康保険組合』



以上